

県内生産者・加工事業者向け 令和6年度 商談会開催スケジュール

静岡県主催

12/4
(水)

国分中部 様

(募集中)

中部地方を中心とした卸売業の大手であり、加工食品・酒類から菓子など幅広いカテゴリーを取り扱っています。

1/17
(金)

北野エース 様

(12月募集開始)

全国に約100店舗を展開する食料品専門店。地元の商品から日常のお買い物からギフト商品、さらには輸入食材まで、圧倒的な品揃えを誇ります。

1/29
(水)

綿半パートナーズ 様

(12月募集開始)

長野県に本社を置く企業で共同仕入れを担当し、綿半グループのホームセンターやスーパーマーケットなどに商品を卸しています。

1月～
2月中

遠鉄百貨店 様

(12月～1月募集開始)

浜松市にある百貨店で、高品質の商品と顧客サービスを誇っています。地元の特産品や高級品の取り扱いに強みがあります。

2/7
(金)

明治屋ストアー 様

(12月下旬募集開始)

「いつも いちばん いいもの」をモットーに、高品質な商品を世界から取り揃え、首都圏を中心に店舗を展開する老舗スーパーマーケットです。

2/26
(水)

国分首都圏 様

(百貨店 売り場運営受託者)

(1月募集開始)

今回の商談会では、首都圏の百貨店(松屋銀座店、阪急大井町店)で販売する商品を募集します。

*スケジュールは今後変更の可能性がありますが

申込方法

・商談会の申し込みには、「バイ・シズオカ オンラインカタログ」への事前登録が必要になります。

→ カatalogへの登録方法は2ページ目チェック！

・参加事業者の募集を開始したら、改めてカタログ登録者などに御案内いたします。

問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

[Tel:054-221-3713](tel:054-221-3713)





バイ・シズオカ

オンラインカタログ

静岡県自慢の
美味しいものを集めました。

食べる、飲む、贈る。こだわりぎゅっと。
静岡を語る産品が集まる場所。

バイ・シズオカオンラインカタログは、農産物や生鮮食材から飲料・加工品まで、静岡県の食に関する情報を集めたサイトです。静岡県の食の魅力をご堪能ください。



一般消費者の方

各商品ページに設置している通販サイトへのリンクから、商品をご購入いただけます。ご自宅で静岡県の食の魅力をご堪能ください。



県内食品関連事業者の方

事業者登録（無料）を行っていただくと、商品情報を掲載することができます。通販サイトのPRや、バイヤー企業様との取引の窓口としてご利用いただけます。



バイヤーの方

バイヤー会員登録（無料）を行っていただくと各商品の取引情報を閲覧することができます。新商品発掘にご活用ください。

オンラインカタログはキーワード、
もしくはQRコードから検索

<https://buyshizuoka-catalog.com/>

バイ・シズオカオンラインカタログ

検索



<参考>

「バイ・シズオカ オンラインカタログ」の登録

1 事業者の登録条件

カタログに登録できる利用者は、以下のいずれかに該当する方です。

(1) 売り手

- ア 県内に住所又は主たる事務所の所在地を有し、農林水産物を生産する者
- イ 県内で生産する農林水産物を主に販売する生産者団体
- ウ 県内に事業所、工場を持つ食品製造事業者

(2) 買い手

- ア 国内外のバイヤー、流通、小売、卸、商社、飲食店、ホテル、食品メーカー
- イ その他事業として買い手となる事業者

2 商品の登録条件

カタログに登録できる商品は、以下のいずれかの項目に該当するものです。

(1) 静岡県産農林水産物及びそれを原材料に使用する加工食品※

※加工食品は、原材料に静岡県産農林水産物を直接的（一次加工）または間接的（二次加工）に使用していること。ただし、使用割合は問わない。

※静岡県産農林水産物とは、静岡県での農業（畜産業含む）、林業、水産業による生産物のことをいう。水は含まない。

◎直接的に使用とは、静岡県産農林水産物を原材料として使用すること。

◎間接的に使用とは、一次加工された製品を原材料等として使用し、商品の特徴づけていること。
（直接使用の例）

＊紅ほっぺを原材料としたジャム

（間接使用の例）

＊静岡県産大豆を原材料にした醤油を使用した煎餅

＊静岡県産酒米を原材料にした日本酒を使用した菓子

(2) 県内で製造された酒類、大豆加工食品及び食塩とそれを主たる原材料にした加工食品、調味料等

(3) 「頂」（しずおか食セレクション）認定商品、ふじのくに新商品セレクション受賞商品

(4) 県内市町等の食品に関する認定や表彰を受けた地域ブランド商品

(5) その他本事業の趣旨（県産農林水産物及びその加工品の販路開拓、拡大）に合致すると県が判断するもの

3 登録の申請

(1) 事業者登録

登録を希望する事業者は、カタログ内の入力フォームから申請できます。県が、申請内容を確認し、承認することで登録が完了します。承認には2日程度お時間を要します。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

(2) 商品登録

事業者登録が完了した後、カタログの入力フォームから商品登録の申請ができます。県が、申請内容を確認し、承認することで商品が公開されます。承認には2日程度お時間を要します。

商品登録（システムへの保存）には、商品数の制限はありませんが、公開（ホームページで閲覧）できるのは1事業者当たり3商品までとなります。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

登録後、なるべく迅速に作業を行って参りますが、1週間以上経っても事業者及び商品の承認がされない場合は、お手数ですが事務局までお問合せ下さい。

4 カタログサイト

<https://buyshizuoka-catalog.com>